

重要事項説明書【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

1 指定期回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人健康会
代表者氏名	理事長 石川 繁一
法人所在地 (連絡先及び電話番号等)	愛媛県四国中央市上分町732番地1 TEL (0896) 59-2215 FAX (0896) 59-2216

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	定期巡回・随時対応型訪問介護看護いしかわ
介護保険指定事業所番号	3891300232
事業所所在地	愛媛県四国中央市上分町716番地2
連絡先 相談担当者名	TEL (0896)-58-6022 FAX (0896)-56-0151 定期巡回・随時対応型訪問介護看護いしかわ 担当者 大西裕子、西岡陽子、森本美智代
事業所の通常の 事業の実施地域	事業所から車で片道10分程度(上分町、金田町、川瀧町、柴生町、下川町、金生町、妻鳥町、川之江町、上柏町、下柏町、三島朝日、村松町)とする。但し日常生活圏域内にすみやかに対応できる範囲とする。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人健康会が設置する定期巡回・随時対応型訪問介護看護いしかわ (以下「事業所」という。)において実施する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。 ① 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供ができるよう努めるものとする。 ② 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。 ③ 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	365日
営業時間	24時間

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	365日
サービス提供時間	24時間

(5) 事業所の職員体制とサービス内容

管理者	管理者 大西 裕子
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理者	1 事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。 2 法令等において規定されている指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤 1名
オペレーター	1 利用者又はその家族等からの通報に対応します。 2 計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員と密接に連携し、利用者の心身の状況等の把握に努めます。 3 利用者又はその家族に対し、相談及び助言を行います。 4 事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整を行います。 5 訪問介護員等に対する技術的指導等のサービスの内容の確認を行います。	常勤 7名以上
計画作成責任者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行います。	常勤 1名以上
定期巡回訪問介護員	定期的な巡回により、排せつの介護、日常生活上の世話等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる。	常勤 7名以上
随時対応型訪問介護員	利用者からの通報によりその者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる。	常勤 7名以上
訪問看護職員	看護師等が医師の指示に基づき、利用者宅を訪問してサービス提供(連携先の訪問看護事業所)を行います。次の項目について必要な協力を ¹ 行い連携します。 ① 看護職員による利用者のアセスメント及びモニタリング ② 随時対応サービスの提供にあたって、看護職員による対応が必要と判断された場合の連携体制の確保 ③ 介護・医療連携推進会議への参加 ④ その他必要な指導及び助言	常勤 4名以上

3 介護報酬に係る利用者負担金

提供するサービスの利用料金については、別紙（1）に定める。

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

（1）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>（ア）利用者指定口座からの自動振替</p> <p>（イ）現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 3 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 10 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

（2）連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額 50 万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務についてご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び事業所は、連帯保証人の方に利用料等の支払状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

5 サービスの提供にあたって

- （1）サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- （2）利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- （3）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明いたします。その内容及び支払いに同意される場合は、同意する旨の文書に署名（記名押印）いただきます。
- （4）サービス提供は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」に基づいて行います。なお、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
- （5）定期巡回・随時対応型訪問介護看護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配

慮を行います。

6 合鍵の管理及び紛失時の対処方法

利用者から合鍵を預かる必要がある場合は、書面によりその取扱方法について説明した上で、合鍵を預かることに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。

預かった合鍵については、使用時以外は施錠された保管庫に保管するものとする。

合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者へ連絡を行うとともに、警察への届出等必要な措置を行うものとする。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>イ 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

8 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下、「定期サービス」とする）の提供により事故が発生した場合は、市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する定期サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 心身の状況の把握

定期サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者的心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

13 サービス提供の記録

- (1) 定期サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 定期サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 いしかわ	所在地 四国中央市上分町716番地2 電話番号 0896-58-6022 ファックス番号 0896-56-0151 受付時間 8:30~17:30 担当者 大西裕子、西岡陽子、森本美智代
【市町（保険者）の窓口】 四国中央市役所（介護保険課）	所在地 四国中央市三島宮川4丁目6番55号 電話番号 0896-28-6025 受付時間 8:30~17:15（土日祝休み）

【公的団体の窓口】 国民健康保険団体連合会	所在地 松山市高岡町 101 番地 1 電話番号 089-968-8800 受付時間 8:30~17:00 (土日祝休み)
--------------------------	--

(3) 第三者評価の実施状況

アンケート調査、意見等を把握する取組		あり	
福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし
その他機関による第三者評価の実施	特定非営利活動法人 J M A C S 2017 年 10 月 10 日	結果の公表	あり

但し、自己評価を第 1 回目運営推進会議で報告し、公表しています。

15 事業所は人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他、従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整え、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境づくりに勤めるほか、自ら必要な措置を講じるものとする。

2 事業所はサービス提供中に、当該中に、当該事業所従業者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報する。

16 身体拘束等の適正化の促進

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。
- (2) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

17 居宅介護事業者との連携

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者の密接な連携に努めるものとします。

18 地域との連携について

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、地域包括支援センターの職員等により構成される協議会（以下、「介護・医療連携推進会議」といいます。）を設置し、概ね 6 ヶ月に 1 回以上、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議の評価を受けます。
- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、①の評価、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表します。

(附則)

- ① この重要事項は、2015年9月1日から施行する。
- ② この重要事項の一部を2018年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ③ この重要事項の一部を2018年8月1日に改正し、同日より施行する。
- ④ この重要事項の一部を2019年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑤ この重要事項の一部を2019年10月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑥ この重要事項の一部を2020年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑦ この重要事項の一部を2021年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑧ この重要事項の一部を2022年8月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑨ この重要事項の一部を2022年10月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑩ この重要事項の一部を2024年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑪ この重要事項の一部を2026年1月1日に改正し、同日より施行する。

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
---------------	-----------------

事業者	所在 地	愛媛県四国中央市上分町 732 番地 1
	法 人 名	医療法人 健康会
	代 表 者 名	理事長 石川 繁一 印
	事 業 所 名	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護いしかわ
	説明者氏名	印

事業者から上記内容の説明を受け、同意しました。

利用者	住 所	
	氏 名	

家族代表	住 所	
	氏 名	

連帯保証人	住所	
	氏名	

※身体的な事情等により代筆を行なった場合には、代筆者の署名をお願い致します。

印名氏代筆者

利用者との繋柄 :

別紙（1）

(1) 訪問看護サービスを行わない場合

介護度	1ヶ月の利用者負担金 (1割)	1ヶ月の利用者負担金 (2割)	1ヶ月の利用者負担金 (3割)
要介護1	5,446円	10,892円	16,338円
要介護2	9,720円	19,440円	29,160円
要介護3	16,140円	32,280円	48,420円
要介護4	20,417円	40,834円	61,251円
要介護5	24,692円	49,384円	74,076円

(2) 訪問看護サービスを行う場合

介護度	1ヶ月の利用者負担金 (1割)	1ヶ月の利用者負担金 (2割)	1ヶ月の利用者負担金 (3割)
要介護1	7,946円	15,892円	23,838円
要介護2	12,413円	24,826円	37,239円
要介護3	18,948円	37,896円	56,844円
要介護4	23,358円	46,716円	70,074円
要介護5	28,298円	56,596円	84,894円

- ・利用料金は、法改正により改訂することがあります。
- ・自己負担額は、利用料金の1割、2割若しくは3割負担となります。

(3) 夜間にのみサービスを必要とする利用者

【定額】・基本夜間訪問サービス費：989単位/月

【出来高】

- ・定期巡回サービス費：372単位/回
 - ・随時訪問サービス費（I）：567単位/回
 - ・随時訪問サービス費（II）：764単位/回
- （2人の訪問介護等により訪問する場合）

【日割】

月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、日割り計算した金額となります。

【減算】

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護を受けている方は、1日当たり次に掲げる料金が所定金額から減算されます。

(1) 訪問看護サービスを行わない場合

介護度	1ヶ月の利用者負担金 (1割)	1ヶ月の利用者負担金 (2割)	1ヶ月の利用者負担金 (3割)
要介護1	62円	124円	186円
要介護2	111円	222円	333円
要介護3	184円	368円	552円
要介護4	233円	466円	699円
要介護5	281円	562円	843円

(2) 訪問看護サービスを行う場合

介護度	1ヶ月の利用者負担金 (1割)	1ヶ月の利用者負担金 (2割)	1ヶ月の利用者負担金 (3割)
要介護1	91円	182円	273円
要介護2	141円	282円	423円
要介護3	216円	432円	648円
要介護4	266円	532円	798円

要介護5	322 円	644 円	966 円
------	-------	-------	-------

- ① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者：600 単位/月減算
 ② ①のうち当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合：900 単位/月減算

・業務継続計画未実施減算（その他のサービス）

- ① 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定すること。
 ② 業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

未実施の場合：所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

・高齢者虐待防止措置未実施減算

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、結果について従業員に周知徹底を図る。
 ② 虐待の防止のための指針を整備すること。
 ③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合：

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

【加算】

・緊急時訪問看護加算

- (1) 利用者又はその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にあること。
 (2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が行われていること。

緊急訪問看護加算Ⅰ (1) (2) に該当すること 1月につき325円を加算します。

緊急訪問看護加算Ⅱ (1) に該当すること 1月につき315円を加算します。

・特別管理加算

訪問看護サービスに関して、特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、特別管理加算として、1月につき500円若しくは250円を加算します。

・ターミナルケア加算

在宅で死亡された利用者について、死亡日及び死亡日以前14日以内に訪問看護を行っている場合は、ターミナル加算として、死亡月につき2,500円を加算します。

・初期加算

指定定期巡回・図時対応型訪問介護看護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき30円を加算します。

30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の利用を再び開始した場合も同様とします。

・退院時共同指導加算

病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、事業所の看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、退院又は退所後に初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導として当該退院又は退所につき1回（特別管理加算算定者には2回）に限り、600円を加算します。

・総合マネジメント体制強化加算

- (1) 個別サービス計画について、利用者的心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、隨時適切に見直しを行っていること。
- (2) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること。
- (3) 日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。
- (4) 地域住民等の連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。

総合マネジメント体制強化加算Ⅰ (1) (2) (3) (4) に該当すること

1月に1,200円を加算します

総合マネジメント体制強化加算Ⅱ (1) (2) に該当すること

1月に800円を加算します

・サービス提供体制強化加算

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算します。

- (I) 750円（月）
(II) 640円（月） (III) 350円（月）

・介護職員等処遇改善加算

介護職員の資質向上や雇用管理の改善をより一層推進し、介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成を行うことができる労働環境を整備するとともに、介護職員自身が研修等を積極的に活用することにより、介護職員の社会的・経済的な評価が高まっていく好循環を生み出していくことが重要であることを踏まえ、事業主の取組がより一層促進するための加算です。

- (1)加算 (I) の場合 介護報酬総単位数 × 24.5%
- (2)加算 (II) の場合 介護報酬総単位数 × 22.4%
- (3)加算 (III) の場合 介護報酬総単位数 × 18.2%
- (4)加算 (IV) の場合 介護報酬総単位数 × 14.5%

・生活機能向上連携加算

- ① 生活機能向上連携加算 (I) 100単位/月

生活機能の向上を目的とした定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画を作成し、当該定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画書に基づく指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の行われた日の属する月に100単位加算します。

② 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位/月

居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により、※1（当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士）と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって※1と連携し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは初回の行われた日の属する月以降3月の間、1月につき200単位加算します。

- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ） 90 単位/月
- ・認知症専門ケア加算（Ⅱ） 120 単位/月

・口腔連携強化加算

口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に加算
50 単位/月

【その他】

・通常の事業実施地域以外での交通費

通常の事業実施地域外へのサービス提供を利用される場合は、1回の利用につき720円をいただきます。

・病院受診時の待ち時間等、身体介護や生活援助等を除く介護保険外のヘルパーの拘束時間に関しては、30分820円の費用が発生します。

・死後の処置料 10,000円

死後の処置とは死の判定直後に行われる遺体に対する洗浄、傷口などの処置、衛生的処置、着替え、死化粧など

・要介護認定を受けていない方で、定期巡回・随時対応に順ずるサービスを希望される方に対し、1日1,930円をいただきます。

・介護認定を受けている方で、事業実施区域外に住所があり、四国中央市川之江地区で生活され、当事業所の利用を希望される方は、※1定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用料金表の介護度に応じた実費相当額となります。事業実施区域外に住所を移された場合も転出日から※1と同様になります。加算に関しては、（緊急時訪問看護加算・総合マネジメント体制強化加算・サービス提供体制強化加算）があります。

・文書料

請求書・領収書の再発行は、1枚50円（消費税別途）頂きます。

個人情報提供に関する同意書

定期巡回・随時対応型訪問介護看護いしかわ

契約書（守秘義務）

第15条 利用者を担当するサービス従事者及び事業者が所轄する全職員は、正当な理由がなくその業務上で知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。また、事業者は利用者等の秘密が漏洩しないような処置を講じる。

当事業所は契約書第15条を遵守し、利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報が第三者に漏れるとのないよう必要な措置を講じます。

但し、以下のような場合、円滑なサービス提供が行なえるよう、あらかじめ本書にて同意を頂き、第三者に対して利用者及びその家族に関する個人情報を提供する場合があります。

【個人情報の使用について】

- ・ サービスを提供する他の居宅サービス事業所や担当のケアマネジャー、主治医との連携（サービス担当者会議（照会）の実施）
- ・ 石川ヘルスケアグループ（医療法人健康会、社会医療法人石川記念会、社会福祉法人愛美会）での、医療、介護のサービス提供、連携に必要な情報共有。
- ・ I C T 機器を用いた情報活用。（必要に応じて説明を行います）
- ・ 当事業所が作成する広報物、掲示物、ホームページ等への動画、写真の掲載。
- ・ 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務
審査支払機関へのレセプトの提出
審査支払機関又は保険者からの照会への回答等

※個人情報を扱う端末（パソコン、タブレット、スマートフォン等）には必要なセキュリティ対策を行います。

私及び家族は、上記個人情報に関する説明を受け、個人情報の使用に同意いたします。

なお、当事業所が作成する広報物、掲示物、ホームページ等への動画、写真の掲載については任意です。
任意項目に関する個人情報の利用に関して

同意致します 同意致しません ※どちらかを○で囲んでください。

西暦 年 月 日

＜利用者＞

氏名

＜家族代表＞ 続柄

氏名

※身体的な事情等により代筆を行なった場合には、代筆者の署名をお願い致します。

＜代筆者＞

氏名

利用者との続柄 :